

■本資料のご利用にあたって(詳細は「利用条件」をご覧ください)

本資料には、著作権の制限に応じて次のようなマークを付しています。
本資料をご利用する際には、その定めるところに従ってください。

*****: 著作権が第三者に帰属する著作物であり、利用にあたっては、この第三者より直接承諾を得る必要があります。

CC: 著作権が第三者に帰属する第三者の著作物であるが、クリエイティブ・コモンズのライセンスのもとで利用できます。

: パブリックドメインであり、著作権の制限なく利用できます。

なし: 上記のマークが付されていない場合は、著作権が東京大学及び東京大学の教員等に帰属します。
無償で、非営利的かつ教育的な目的に限って、次の形で利用することを許諾します。

- I 複製及び複製物の頒布、譲渡、貸与
- II 上映
- III インターネット配信等の公衆送信
- IV 翻訳、編集、その他の変更
- V 本資料をもとに作成された二次的著作物についての I からIV

ご利用にあたっては、次のどちらかのクレジットを明記してください。

東京大学 UTokyo OCW 学術俯瞰講義
Copyright 2015, 岩崎貞二

The University of Tokyo / UTokyo OCW The Global Focus on Knowledge Lecture Series
Copyright 2015, Teiji Iwasaki

海上保安庁から見た日本の海、アジアの海

元海上保安庁長官

岩崎 貞二

- 1 海洋法条約 領海、排他的経済水域、大陸棚
- 2 日本の領海、排他的経済水域、大陸棚
- 3 海上保安庁の組織、業務
- 4 国境警備隊としての機能
 周辺各国の海上保安組織
- 5 尖閣問題
 事案への対処 その歴史 中国は？ 南シナ海
- 6 竹島 日本海呼称問題
- 7 北方4島
- 8 国境紛争を解決するには
 正当性 実効支配 相互理解 衡平 手続き
- 9 大陸棚
- 10 ソマリア 自衛隊と海上保安庁
- 11 北朝鮮
- 12 国際連携

資料の原典 海上保安庁提供資料による

国連海洋法条約

1982年採択、1994年発効、162か国加盟

アメリカ未加入 中国加入

- それまで

- 海洋を二元的に区分、海洋の自由 領海3海里、その外はすべて公海

自由な海洋から、海洋の分割の方向へ

- 海洋法条約では

- 海洋を多元的に区分、海洋の総合的管理
- 領海12海里、排他的経済水域200海里、大陸棚、深海底の制度
- 航行の自由の確保、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査

200海里を超えて延びる大陸棚を規定

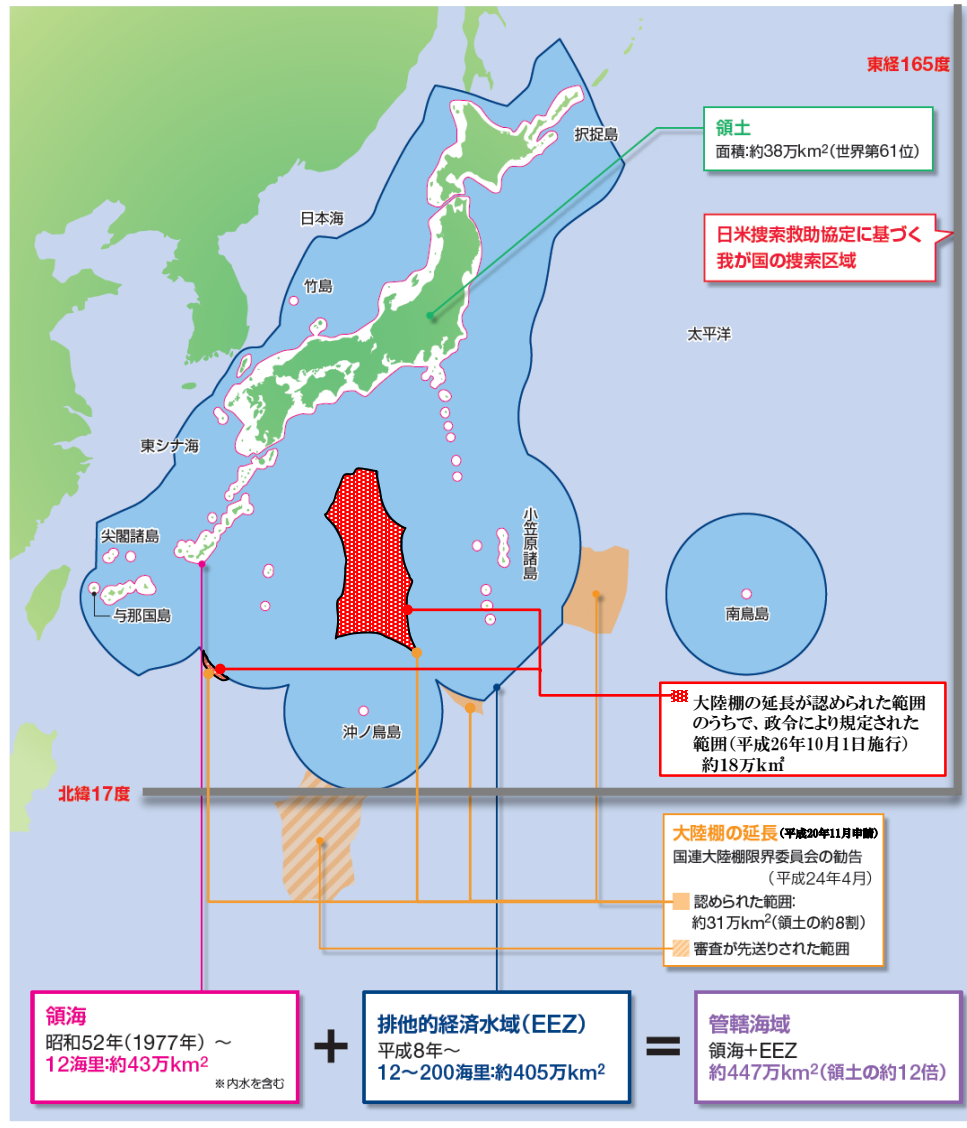
大陸棚限界委員会の審査と勧告の仕組み

排他的経済水域、大陸棚とも隣国や相対国との境界は衡平の原則によると規定

排他的経済水域も必ずしも中間線ではない

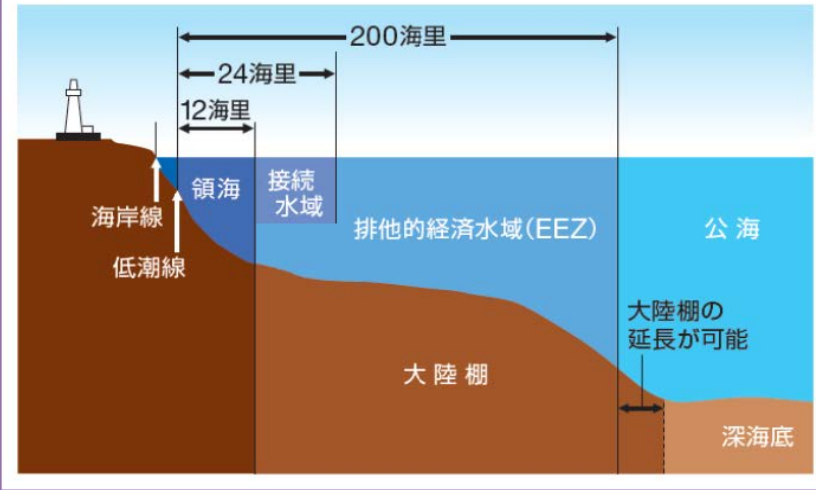
我が国の管轄海域

◆ 我が国周辺の海域



※

◆ 領海・排他的経済水域等模式図



※ 接続水域

沿岸国は、領海に接続する水域で、領海基線から24海里を越えない範囲で、接続水域を設定することができ、同水域においては、自国の通関、財政、出入国管理、衛生に関する一定の規制を行うことができる。

■ 沿岸国以外(外国)に認められる権利

権 利	内 水	領 海	排他的 経済水域	公 海
無害通航権	×	○	—	—
航行の自由	×	×	○※	○
上空飛行の自由	×	×	○※	○
海底電線・パイプライン敷設の自由	×	×	○※	○
漁獲の自由	×	×	×	○
海洋の科学的調査の自由	×	×	×	○
海洋構築物設置の自由	×	×	×	○

※ただし、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならない。

※

海洋基本法について（概要）

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の成立（平成19年4月20日）、施行（同7月20日）

基本理念

①海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

②海洋の安全の確保

③科学的知見の充実

④海洋産業の健全な発展

⑤海洋の総合的管理

⑥国際的協調

基本的施策

- ①海洋資源の開発及び利用の推進
- ②海洋環境の保全等
- ③排他的経済水域等の開発等の推進
- ④海上輸送の確保
- ⑤海洋の安全の確保
- ⑥海洋調査の推進
- ⑦海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨沿岸域の総合的管理
- ⑩離島の保全等
- ⑪国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

○ 総合海洋政策本部の設置

（本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、海洋政策担当大臣）



○ 海洋基本計画の策定（平成20年3月）

（海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。おおむね5年ごとに見直し。）

地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

海上保安庁のあゆみ

創設期

昭和23年5月 海上保安庁発足

周辺海域には多数の機雷、航路標識は破壊、密輸・密航が横行
海上における治安の維持と海上交通の安全の確保を一元的に担当する機関として創設
発足当初の勢力：定員8,156名、船艇188隻

昭和27年1月 李承晩ライン設定

だ捕多発海域のしょう戒

昭和45年12月 海洋汚染防止法制定

海上公害の監視取締体制の強化

昭和49年11月 LPGタンカー雄洋丸衝突火災海難

特殊救難隊発足、東京湾海上交通センター設置

昭和52年7月 「領海法」(12海里)施行
「漁業水域に関する暫定措置法」(200海里)施行

船艇・航空機的大幅増強
新たなしょう戒体制の整備を推進

昭和61年12月 日米SAR協定締結

搜索救助区域の拡大に伴い、ジェット飛行機ファルコン等就役

昭和後期

平成8年7月 国連海洋法条約発効(排他的経済水域の設定)

尖閣諸島領有権主張活動が活発化
海洋権益保全のための取組が重要化

平成11年3月 能登半島沖不審船事案

装備面、法制面、運用面の体制整備

平成13年9月 米国同時多発テロ事件

原発等に対する警備強化

平成13年12月 九州南西海域における工作船事件

高速高機能巡視船の開発

平成21年6月 海賊対処法成立

海上保安官が護衛艦に同乗し、ソマリア周辺海域において司法警察活動を実施

平成22年9月 中国漁船公務執行妨害等被疑事件

尖閣諸島沖において、中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生

平成24年9月 尖閣三島の取得・保有

尖閣諸島周辺海域における多数の中国公船による接近事案が断続的に発生

平成26年10月 延長大陸棚[※]の設定

※排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域

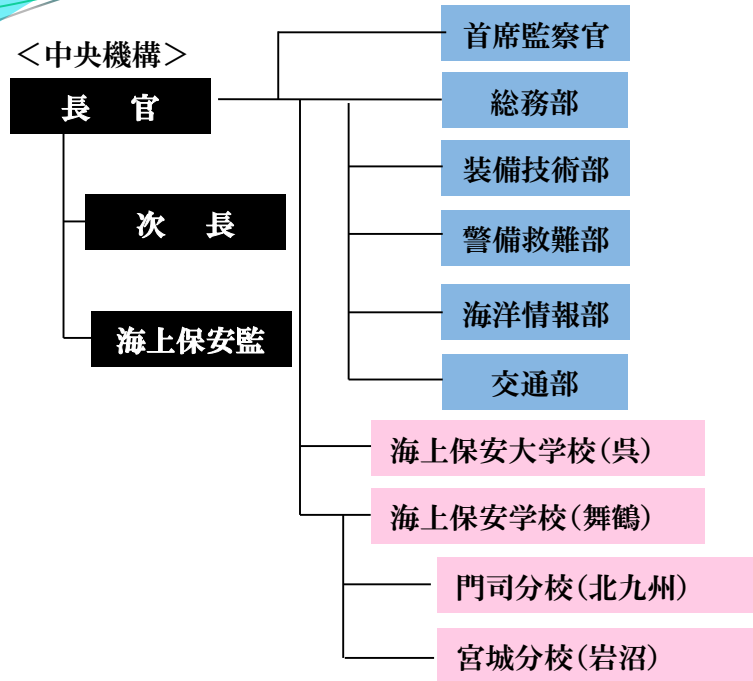
平成28年3月 大型巡視船による尖閣専従体制が完成予定

平成28年3月31日の勢力(予定)
(定員13,422名、船艇455隻、航空機74機)

平成初期

現在

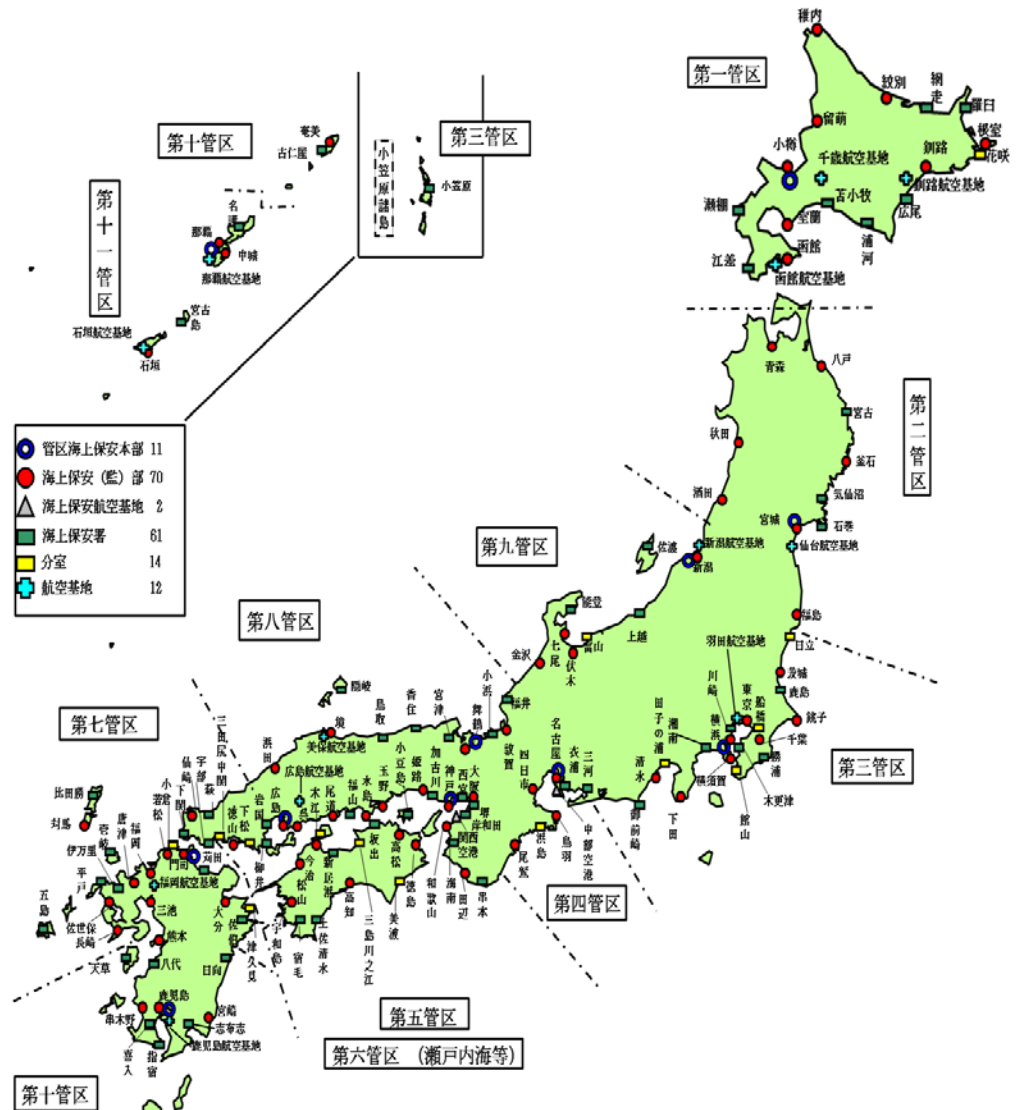
海上保安庁の組織



＜地方機構＞

管区海上保安本部 (11か所)

- 海上保安(監)部(70か所)
- 海上保安航空基地(2か所)
- 海上保安署(61か所)
- 海上交通センター(7か所)
- 航空基地(12か所)
- その他(5か所)



特殊救難隊は、第三管区海上保安本部羽田特殊救難基地に所属している。

海上保安庁の勢力

勢力

(H27. 3. 31現在)

船艇	455隻
警備救難業務用船	429隻
PLH型	14隻
PL型	48隻
PM型	38隻
PS型	27隻
FL型	1隻
PC型	69隻
CL型	169隻
放射能調査艇	3隻
監視取締艇	58隻
警備艇	2隻
海洋情報業務用船	13隻
灯台見回り船	10隻
実習船	3隻

航空機	74機
飛行機	26機
回転翼航空機	48機



巡視船 PLH01 そうや
L: 98.6 m 総トン数 3,100トン



巡視船 PL61 はてるま
L: 89.0 m 総トン数 1,300トン



巡視船 PM37 くなしり
L: 56.0 m 総トン数 335トン



巡視船 PS12 こうや
L: 46.0 m 総トン数 195トン



巡視艇 PC52 ことびき
L: 37.0 m 総トン数 125トン



巡視艇 CL168 やまぎく
L: 20.0 m 総トン数 26トン



測量船 HL01 昭洋
L: 98.0 m 総トン数 3,000トン



飛行機 LAJ501 うみわし 2号
L: 29.4 m



ヘリコプター MH755 しまふくろう
L: 16.0 m

海上保安庁の業務

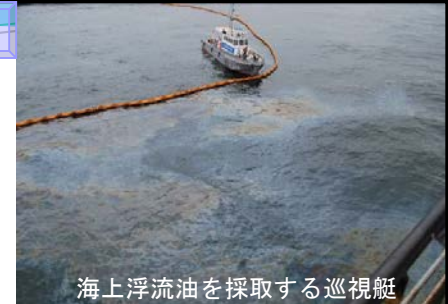
国境警備

- 尖閣諸島、竹島、北方四島
周辺海域における監視・警戒
- 海洋権益の保全
- 不審船・工作船への対応
- 外国漁船違法操業対策



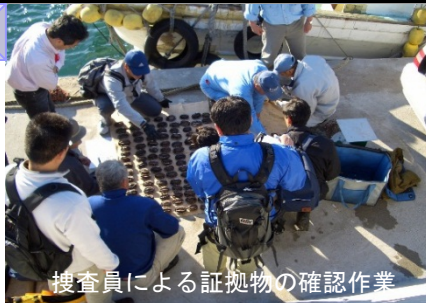
海洋環境の保全

- 海洋環境保全のための
指導・啓発活動
- 海上環境事犯の摘発



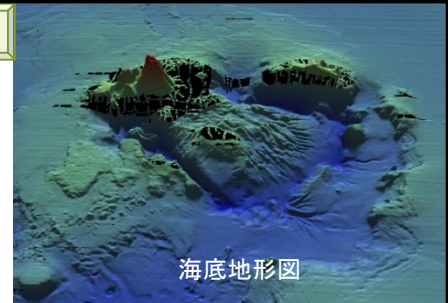
治安の確保

- 国内密漁対策
- 密輸・密航対策
- テロ対策
- 海賊対策
- 海上紛争の警備



海洋調査

- 海図の作成
- 海底地形調査、地震火山
調査、海流観測等
- 海洋情報の提供



海難救助

- 海難への即応体制
- マリナーの安全推進
- 海難情報の収集・分析体制



海上交通の安全確保

- 港内・ふくそう海域（東京湾
等）等の安全対策
- 航路標識（灯台、電波標識等）
の管理



海上防災

- 大規模な油・有害危険物質の
排出事故災害対策
- 地震津波等の自然災害対策



国際連携協力

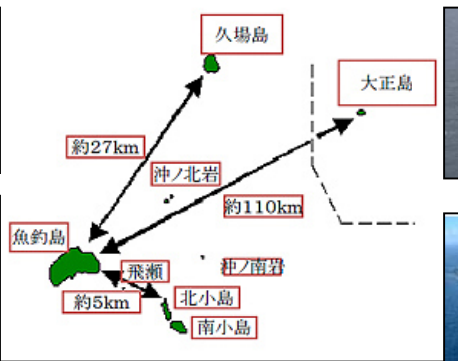
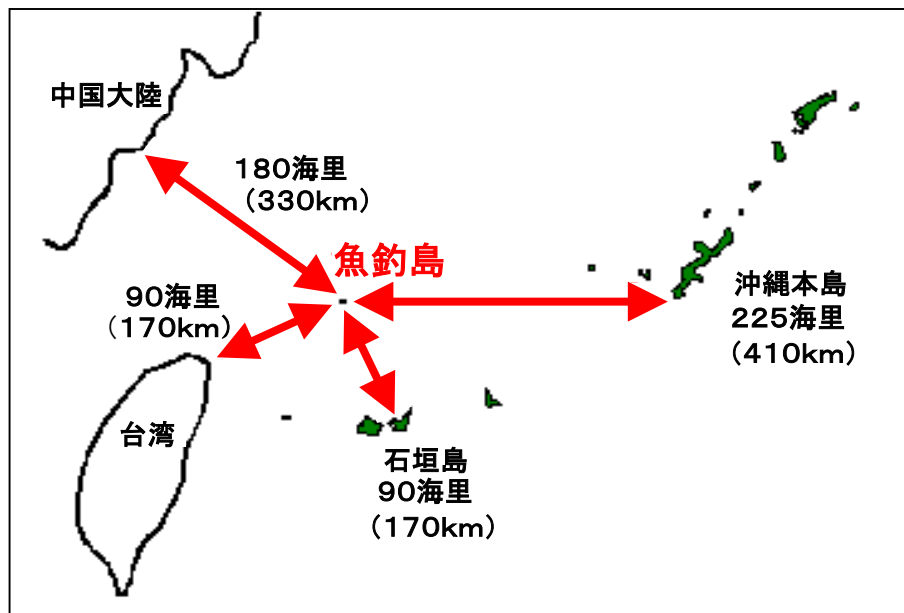
- 海外関係機関との連携協力



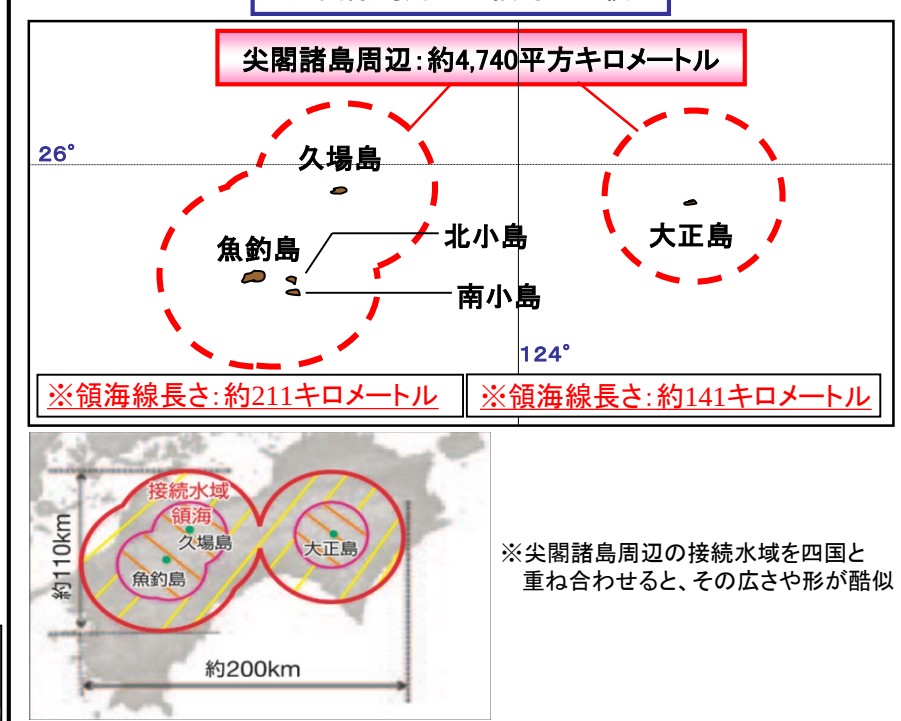
領海警備 尖閣諸島の概要

尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称。

尖閣諸島の長期にわたる平穏かつ安定的な維持及び管理を図るため、海上保安庁にて、平成24年9月11日、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を取得し、保有。



尖閣諸島周辺の領海の面積



名称	所有者	その他
魚釣島	国(海上保安庁)	行政財産
北小島	国(海上保安庁)	行政財産
南小島	国(海上保安庁)	行政財産
久場島	民間	防衛省賃借(米軍射爆場)
大正島	国(財務省)	普通財産(米軍射爆場)
沖ノ北岩	国(財務省)	普通財産
沖ノ南岩	国(財務省)	普通財産
飛瀬	国(財務省)	普通財産

尖閣諸島周辺海域における領海警備(中国公船、漁船等の動向)

明治28年 尖閣諸島を沖縄県に編入することを閣議決定

昭和44年 国連アジア極東経済委員会により尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘

昭和46年 中国及び台湾が初めて公式に「領有権」を主張

昭和52年 「領海及び接続水域に関する法律」が施行

昭和53年 4月12日～18日の間、延べ357隻の中国漁船が尖閣諸島領海内に侵入

平成8年 国連海洋法条約発効

平成8年 香港・台湾の活動家が小型船舶49隻により魚釣島に接近、
41隻が領海侵入、4名が上陸

平成16年 中国活動家が中国漁船1隻により魚釣島領海に侵入、7名が上陸

平成22年9月7日 尖閣諸島沖で中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生

中国公船が尖閣諸島周辺海域を徘徊する事案が断続的に発生

中国公船等の領海侵入：平成23年1回、平成24年4回（1月～9月）

平成24年8月 香港活動家等が乗船した船舶が、魚釣島領海に侵入、7名が上陸

平成24年9月11日 海上保安庁にて、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を取得・保有

ほぼ毎日、中国公船が尖閣諸島周辺海域を徘徊

平成24年9月 台湾漁船約50隻が、台湾海岸巡防署所属船12隻に随伴され、尖閣諸島に接近、領海侵入

平成24年12月13日 中国国家海洋局所属固定翼機が魚釣島周辺の我が国領空に侵入

平成25年7月 中国海上法執行機関の再編統合。中国公船「海警」4隻が尖閣諸島周辺の領海に侵入



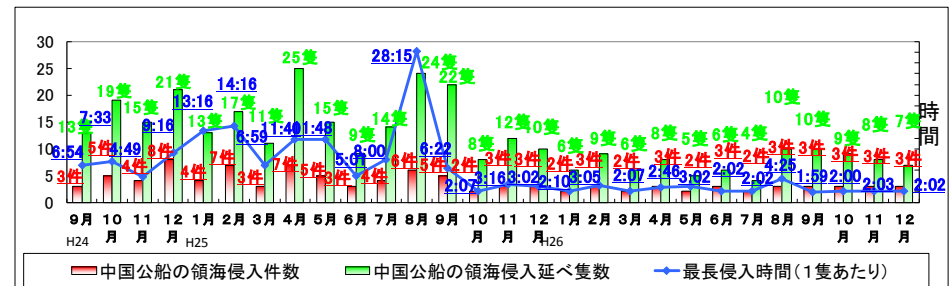
〔領有権主張活動家船舶を規制する巡視船〕



〔海警2506〕



〔領空侵入した固定翼機〕



中国公船による領海侵入件数と最長侵入時間の推移 (H26.12月末現在)

国境警備 尖閣領海警備(海上保安庁の対応等)

外国公船への対応

- ・領海に侵入しないよう警告を実施
- ・領海侵入した場合、退去要求等を実施



領有権主張活動を行う活動家船舶への対応

- ・領海に侵入しないよう警告を実施
- ・さらに領海に接近する場合、進路規制等を実施
- ・領海侵入した場合、国内法令に基づき、厳正に対処



外国漁船への対応

- ・国内法令に基づき、厳正に対処



尖閣三島の取得・保有以降の中国公船による領海侵入の実態

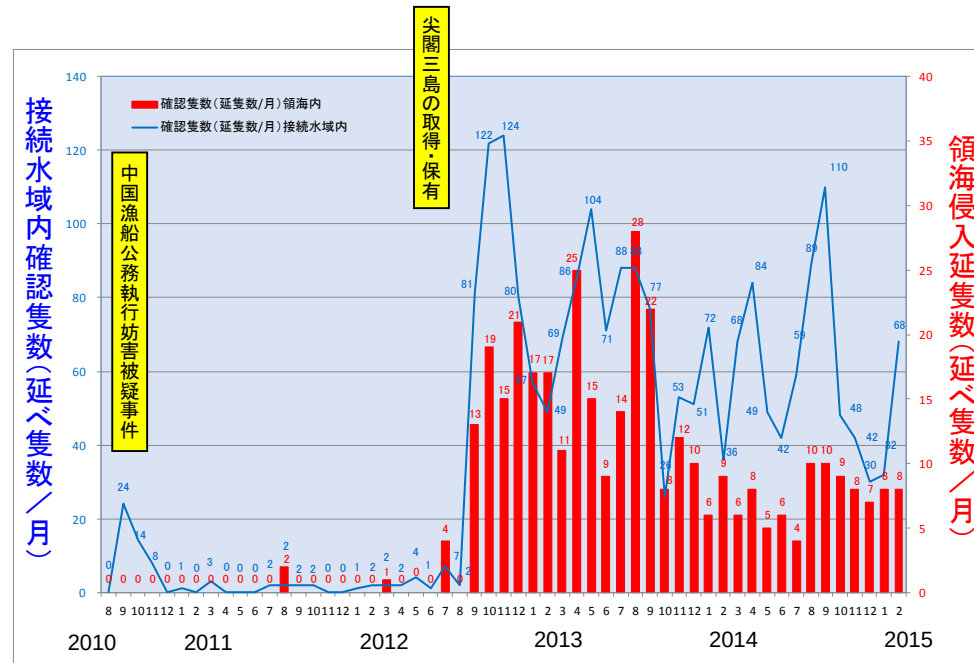
○ 領海侵入件数: 110件・延べ352隻

(領海侵入日数・延べ隻数 : 112日・延べ360隻)

○ 最大領海侵入隻数: 8隻 (平成25年4月23日、9月10日)

○ 最長領海侵入時間: 28時間15分 (平成25年8月8日)

(※平成27年2月末)



竹 島



*

- ❧ 竹島は、島根県隠岐諸島の北西約160kmに位置。
- ❧ 我が国は、明治38年1月の閣議決定により竹島を領有する意思を再確認し、それに続く島根県告示により竹島を島根県へ編入した。
- ❧ 韓国側は、1952年、李承晩ラインを設定。竹島を一方的に編入、現在も引き続き警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築し不法占拠を続けている。

歴史 近代国家 日韓基本条約 漁業権 ナショナリズム

日本海呼称問題

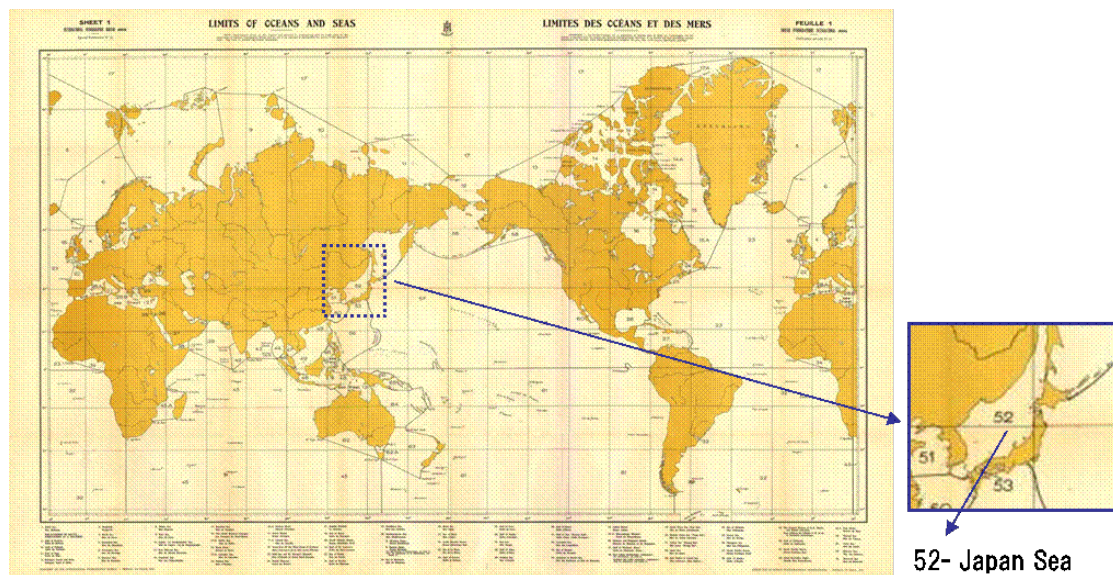
- 1992年 国連地名標準化会議において韓国が「日本海」を「東海」に改称するか併記を突然主張
- 1997年 国際水路機関(IHO)総会においても「大洋と海の境界」への東海記載を主張

「大洋と海の境界」とは

－ IHOが出版する海洋名称や境界を記載したガイドライン

－ 国際機関が発行する唯一の海洋名称に関する出版物

－ 1928年の初版以降、「日本海」を単独表記



地図「大洋と海の境界」国際水路局1928年作成

* 資料:海上保安庁提供 13

北方四島



*

- ❧ 日本はロシアより早く、北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航するとともに、徐々にこれらの島々の統治を確立した。
- ❧ 北方領土は、ロシアによる不法占拠が続いているが、日本固有の領土である。

歴史 戦争 日ソ共同宣言 2島か4島か

外務省、海上保安庁ホームページに基づく

海洋調査と大陸棚

国際社会において、排他的経済水域等における海洋権益を保全するためには、根拠となる海洋情報が必要である。
海上保安庁では、海洋基本法・海洋基本計画に基づき、東シナ海、日本海における海洋権益保全等のための海洋調査を推進するとともに海洋情報の一元化に取り組んでいる。

海洋調査

調査海域

東シナ海、日本海を
重点的に調査中

大陸棚の延長

国連大陸棚限界委員会の勧告
(H24.4)で認められた範囲

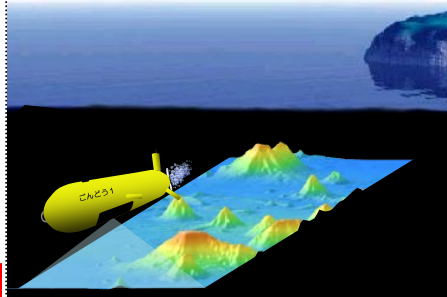
国土面積の約8割

海上保安庁が昭和58年以来
25年にわたって実施してきた
海洋調査の成果

H26.10に政令で制定した海域

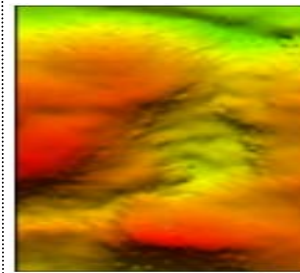
調査の種類

海底地形調査、領海基線調査、
地殻構造調査、海底地形調査

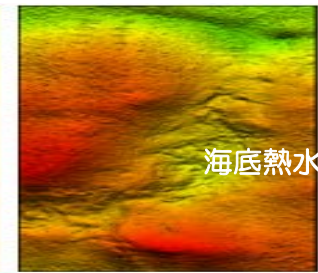


調査成果

測量船により取得
した海底地形
(海面付近より取得)



AUVにより取得
した海底地形
(海底上40mより取得)



海底熱水

より鮮明なデータ取得が可能

大陸棚調査の経緯

2003年12月8日 内閣官房に大陸棚調査対策室を設置

大陸棚調査を2007年度まで実施

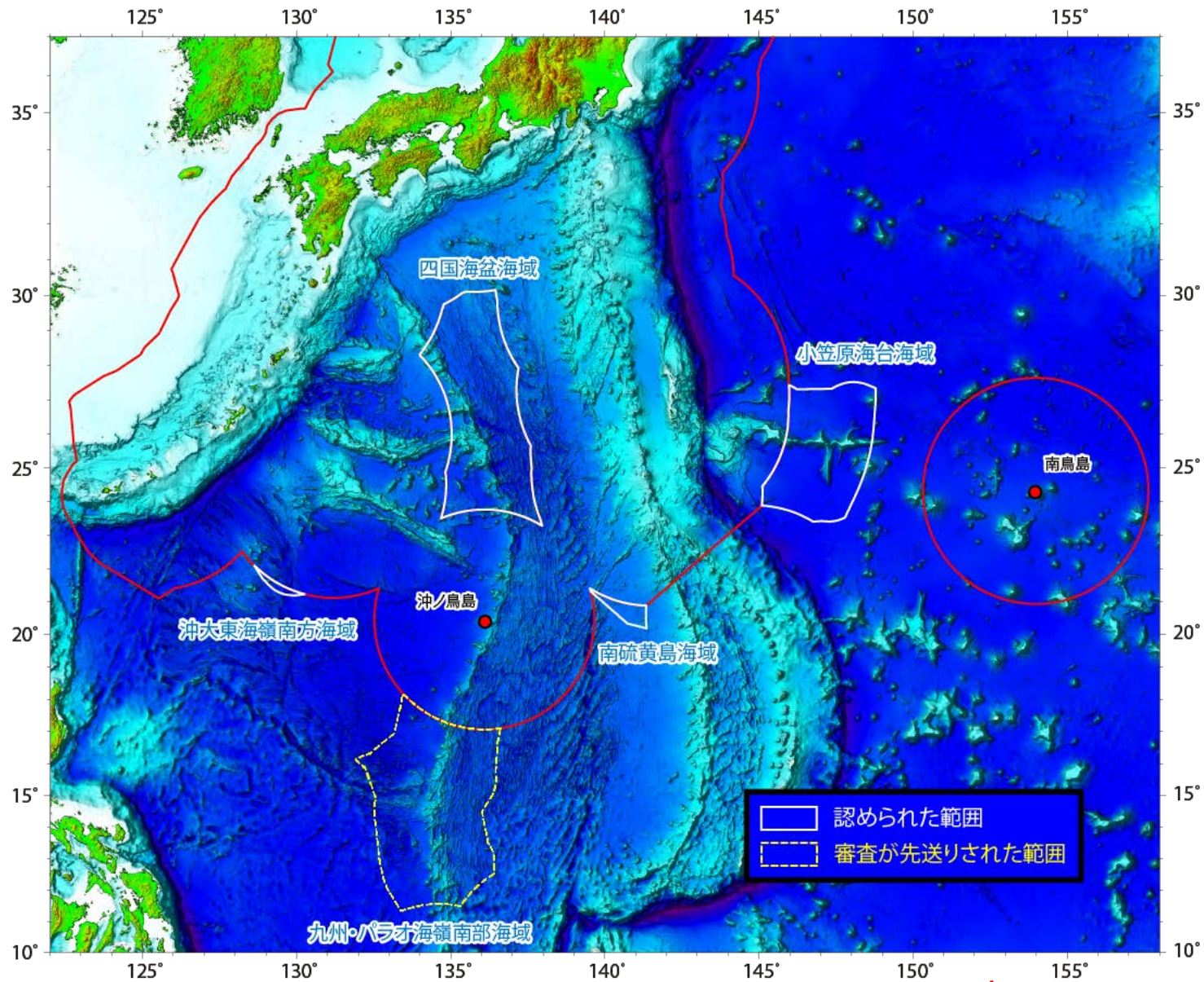
精密海底地形調査は、海上保安庁

地殻構造探査は、海上保安庁及び文部科学省(海洋研究開発機構)

基盤岩採取は、経済産業省(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

調査成果を取りまとめ、2009年に国連大陸棚限界委員会に提出

我が国の延長大陸棚 勧告



大陸棚の勧告 報道

- **【大陸棚拡大を初認定】国土面積の82%相当 日本に資源開発権 国連、沖ノ鳥島も基点**
- 外務省は27日、排他的経済水域（EEZ、沿岸から200カイリ）外でも海底資源の開発権を主張できる**大陸棚の拡大が、日本として初めて国連に認められた**と発表した。太平洋4海域の計**約31万平方キロメートルで、国土面積の約82%に相当**。
- 中国が「岩にすぎない」と指摘していた最南端の沖ノ鳥島（東京都）も認定の基点とされ、国連から「島」とのお墨付きを得た形だ。
- これでEEZ内を含めた日本の大陸棚総面積（領海を除く）は約436万平方キロメートルとなる。政府はレアメタル（希少金属）採掘などへの期待感を強めており、国内法に基づいて新たな大陸棚を設定するための手続きを急ぐ。